

## 1.1. 収入の計算方法

入居収入基準の判定に必要な月額所得の計算方法は次のとおりです。

$$\text{月額所得} = (\text{入居者・同居者の年間総所得額} - \text{控除額合計}) \div 12$$

計算方法は収入の種類によって異なりますので、収入のある方は別々に計算を行い、所得額を算出します。算出した所得額を合計した後に、該当する控除額を差し引いてください。これにより求められた金額を12ヶ月で割った金額が、世帯の月額所得となります。

### ①給与所得者の場合に対象となる収入

会社員などの場合は、給与・賞与・残業などの諸手当の合計で、税金や社会保険料などを差し引く前の年間総収入額が基準算定の対象となります。ただし、通勤手当(一定額以下のもの)など課税対象外の給与などは含みません。

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
ア. 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1月1日～12月31日までの年間総収入額（前年分源泉徴収票の支払額）
イ. 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、申込日現在で1年以上経過している方	直近12か月分の総収入額
ウ. 現在の勤務先に就職してから申込日現在で1年を経過していない方	就職・転職の翌月から現在までの収入（総収入－賞与）÷勤務月数×12＋賞与 上記で計算される推定の年間総収入額

上記により算出した収入を次のとおり所得に計算します。

年間総収入額(支払金額)	年間総所得額の計算式	
550,999円まで	年間総所得額＝「0」円	
551,000円～1,618,999円	年間総所得額＝年間総収入額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得額＝「1,069,000」円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得額＝「1,070,000」円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得額＝「1,072,000」円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得額＝「1,074,000」円	
1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額＝A)	
1,800,000円～3,599,999円		年間総所得額＝A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		年間総所得額＝A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間総所得額＝年間総収入額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	年間総所得額＝年間総収入額－1,950,000円	

## ②事業所得者などの場合に対象となる収入

自営業者などの場合は、総収入額から必要経費を控除した額の事業所得・利子所得・配当所得などの年間総所得額が対象になります。

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
前年1月1日以前から申込日現在まで同じ事業を営んでいる方	前年1月1日～12月31日までの年間総所得額 (所得証明書の所得額)
前年1月2日以降に現在の事業を開始し、1年以上経過している方	直近1年間で得た総所得額
現在の事業を開始してから申込日現在で1年を経過していない方	事業開始月の翌月から申込月の前月までの収入 (収入－必要経費)÷事業月数×12 上記で計算される推定の年間総所得額

## ③年金所得者の場合に対象となる収入

国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、年金基金、恩給、各種共済年金などの年金で所得税が課税されるものが対象となります。対象の年金収入を次のとおり所得に計算します。

年齢	年金の総収入額	年間総所得の計算式(雑所得)
65歳未満の方 昭和31年1月2日以降に生まれた方	1,300,000円未満	年間総所得額＝年金の総収入額－600,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.75－275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.85－685,000円
	7,700,000～ 9,999,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	年間総所得額＝年金の総収入額－1,955,000円
65歳以上の方 昭和31年1月1日以前に生まれた方	3,300,000円未満	年間総所得額＝年金の総収入額－1,100,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.75－275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.85－685,000円
	7,700,000～ 9,999,999円	年間総所得額＝年金の総収入額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	年間総所得額＝年金の総収入額－1,955,000円

## ④入居収入基準の判定において収入に含まれないもの

障害年金、労災保険給付金、生活保護法による扶助費、休業補償、児童扶養手当、雇用保険給付金、遺族年金、仕送り、相続・贈与や退職金などの一時的な所得など

## ⑤ 申込世帯の中で収入のある方が2人以上いる場合

入居しようとする世帯の中に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ13～15ページの計算方法にしたがって、年間総所得額を算出して、合算してください。

## ⑥控除額

月額所得は、入居者・同居者の年間総所得額から次の金額を控除して算出します。

	控除名	控除の範囲	控除額 (1人につき)
1	基礎控除の振替	入居者又は同居者に給与所得又は年金収入に係る雑所得を有する方	10万円 ※所得額が10万円未満の場合はその額
2	同居親族等控除	入居申込者の同居者及び 所得税法上の別居の扶養親族 (申込者本人及び胎児は含まない。)	38万円
3	老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族・同一生計配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち 16歳以上23歳未満の方	25万円
5	障害者控除(一般)	ア. 身体障害者手帳3～6級 イ. 精神障害保健福祉手帳2～3級 ウ. 療育手帳B	27万円
6	特別障害者控除	ア. 身体障害者手帳1～2級 イ. 精神障害保健福祉手帳1級 ウ. 療育手帳A	40万円
7	ひとり親控除	所得税法上のひとり親控除に該当する方 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、下記要件に該当する方 ① 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方 ② 生計を一にする子(所得額が48万円以下で他の人の同一生計配偶者・扶養親族になっていない人に限る)がいる方 ③ 合計所得金額が500万円以下の方	35万円 ※所得額が35万円未満の場合はその額
8	寡婦控除	所得税法上の寡婦控除に該当する方 ひとり親控除に該当しないかつ、事実上婚姻関係と同様の事情に認められる方に該当せず、下記要件のいずれかに該当する方 ア. 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 イ. 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方	27万円 ※所得額が27万円未満の場合はその額

※同一人物が特別障害者控除・障害者控除(一般)の両方に該当する場合、特別障害者控除のみが適用となります。